



第14回

債権回収の様々な手法

2 相手方から支払の延期を求められたらどうするか。

現実化の方策と確実化の方策の2つがあります。

ウ 現実化の方策（前回の続きです）

④「代位弁済」 債務者以外の第三者に代わって支払ってもらうことです。その際に注意すべきことが2点あります。

注1…代位弁済に対する債務者の同意書を必ず取ることで。なぜなら、代位弁済は債務者が反対すれば無効となるからです。

注2…第三者から他人に代位して弁済しているとの確認書を取ることで。なぜなら、第三者が自分に弁済義務があると誤信して支払った場合は、「非債

弁済」ということになり、返還請求されるおそれがあるからです。

⑤「代理受領」 債務者の債権者（第三債務者）からの支払を代理で受領することのできる代理権を債権者からもらい、受領した代金を自社の債権の弁済に充てることです。

通常は、債務者から代金を受領できる権限を与えるという趣旨の委任状をもらって行います。債権者・債務者・第三債務者間の契約という形もあります。

⑥「相殺」 当社が相手方に対して反対債務を有しているとき、債権債務を対等額で消滅させる単独行為を言います。注意点が3点あります。

注1…両債権が同種債権であり、債権者の債権が弁済期にあることが必要です（債務者の債権は弁済期になくてもよい）。

注2…不法行為に基づく損害賠償債務（当社が相手方に対して損害賠償債務を負っている場合）は、債務者（当社）不法行為者）からの相殺はできません。

注3…給料債務は、債務者（会社）からの相殺は不可能です。給料で生活する労働者を保護する趣旨です。なお、最高裁判例は、「労働者の同意に基づくと認めうる合理的理由が客観的に存在すれば、合意相殺は適法」としています。

⑦「債権譲渡」 相手方（債務者）が第三債務者に対して有する金銭債権を譲り受けることです。二重譲渡されても勝てるように迅速に対抗要件（確定日付ある通知、ないし承諾）を具備する必要があります。

債権者としては、
i 債務者から第三債務者に対し内容証明郵便にて債権譲渡通知を出してもらうか、
ii 第三債務者の確定日付ある債権譲渡の承諾をもらう
必要があります。

そして、債権の二重譲渡があったときは、第三債務者への譲渡通知の到達日時あるいは第三債務者による承諾日時が先の方が勝ちということになります。

なお、平成10年10月1日から、法人の金銭債権につき、法務局に備え付けられた債権譲渡

登記ファイルへの登記（譲渡人と譲受人の共同申請）も対抗要件になることに。これは、債務者の有する多数の債権の一括譲渡の際の対抗要件具備を簡略化するとともに、債権流動化の推進を図ろうとするものです。

債権譲渡が争われた例をひとつ。2009年2月に経営破綻したSFCGが同一の巨額ローン債権を複数先に譲渡した。同一債権の譲渡を受けた新生、あおぞら、NCTの3信託銀行と日本振興銀行（振興銀）が争った。東京地裁は平成22年7月、

信託銀行が譲渡登記を先に行っている以上、債権は信託銀行に帰属すると判示した。そして債権が振興銀に帰属することを前提として同行が回収した数千万円は不当利得に当たるとして信託銀行への返還を命じた。

週刊東洋経済によれば、こうした債権は多数あり、合計で300億円から400億円も存在するという。振興銀はこれらの債権を信託銀行に返還せざるを得なくなり、振興銀の倒産の一

要因となったとされている。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江 検索 企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白鳥線縮景園前徒歩1分
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455 アーバンビュウグランドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士15名、秘書26名) H23.4 現在

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー第2回
「取締役の経営責任と企業の社会的責任(CSR)」 講師:弁護士 山下江
日時:平成23年5月24日(火) 18:30~ 会場:八丁堀シャンテ
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。